



税金の申告が始まります！

2月10日(火)から地域の各会場で、町県民税の申告及び所得税の確定申告を受け付けます。

申告期間中は、役場税務課の窓口では申告できませんので、日程表に合わせて会場にお越しください。また、来場の際には終了時間30分前までにお入りください。

申告会場には人員、設備等に限りがあり長時間お待ちいただくことがあります。事前に収支内訳書の作成や必要書類(領収書を科目ごと)の整理をお願いします。

なお、所得税の確定申告をした方は、改めて町県民税の申告は必要ありません。

町民税・県民税の申告フローチャート

このフローチャートは町民税・県民税の申告が必要か不要かの目安を示しています。申告内容によっては所得税の確定申告を税務署へご案内させていただく場合もございます。

令和8年1月1日現在 "東串良町" に居住している



はい



税務署に所得税の確定申告書を提出している

東串良町への申告は不要です。令和8年1月1日に居住の市町村へお問い合わせください



令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に収入がある
※「はい」の方は該当する収入へ進んでください



※注 無収入の方
ご確認ください



公的年金等年金収入のみ



・給与収入のみ
・給与と公的年金など収入のみ



・給与や公的年金等以外の収入がある
(農業・営業・不動産・土地譲渡等)



給与収入について
給与支払報告書が勤務先から東串良町へ提出済である
(提出の有無については勤務先へお問い合わせください)



源泉徴収票に記載されている源泉徴収税額の還付(払い戻し)を受けたい
(例)・扶養控除が記載されていないので追加したい
・支払った医療費が高額になった
・納付書や口座引き落としで支払った社会保険料があるので追加したい



町民税・県民税の申告が必要です(所得税の確定申告含む)

町民税・県民税の申告は不要です

※注 無収入の方

令和7年中に収入が無い方も、国民健康保険税軽減措置や各種証明書などの発行に不可欠な基礎資料となりますので必ず申告してください。

